

令和6年第12回弘前市教育委員会会議録

日時 令和6年11月14日(木)

午後3時～午後3時40分

場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

◇議事日程

1 定足数確認

2 開会宣告

3 会議録署名者の指名

4 会期の決定

5 議案の審議

議案第34号 令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

議案第35号 教育財産の取得申出について

議案第36号 高岡の森弘前藩歴史館協議会委員の任命について

議案第37号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案

議案第38号 弘前市文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則案

議案第39号 令和6年度教育費補正予算案に対する意見申出について

議案第40号 指定管理者の指定について

6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席者

1番 吉田 健 教育長、2番 日景 弥生 委員、3番 村谷 要 委員、

4番 齋藤 由紀子 委員、5番 伊東 重豪 委員

◇欠席者

なし

◇説明のため出席した者の職氏名

学校教育推進監 福田 真実、教育総務課長 高谷 由美子、

学校整備課長 高山 知己、学校指導課長 工藤 利彦、

学務健康課長 相馬 隆範、教育センター所長 成田 頼昭、

生涯学習課長 原 直美、中央公民館長 中川 元伸、
高岡の森弘前藩歴史館参事兼館長補佐 鎌田 春香、
文化財課長補佐 小石川 透

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 中村 ゆかり、教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳

午後３時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和６年第１２回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は５名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に４番齋藤由紀子委員と５番伊東重豪委員を指名いたします。

会期は本日１日としたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日１日といたします。

本日の案件は、議案が７件となっております。議案第３９号は令和６年度補正予算の成立過程における案件であることから、また、議案第４０号は、市議会の議決を要する指定管理者の指定に係る議案で、意思形成過程の案件であることから、弘前市教育委員会会議規則第１２条第１項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、議案第３９号及び第４０号は非公開で審議することといたします。

・議案第３４号

○教育長（吉田 健） 議案第３４号 令和６年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課長（高谷由美子） 議案第３４号 令和６年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、ご説明申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定によりまして、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りながら、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに公表することが義務付けられております。弘前市教育委員会においては、教育委員会全体での自己評価を実施し、その結果につきまして、弘前大学教育学部からの意見を付して報告書にまとめて

おります。本報告書の構成は、令和5年度の教育委員会の活動状況、教育委員会における事務の点検及び評価、学識経験者による意見となっております。

教育委員会における事務の点検及び評価につきましては、今年7月に評価会議を実施させていただきましたが、その時にご説明したのから評価結果の変更はございません。また、評価会議の際に、取組に関する様々なご意見をいただいておりますが、そちらについては、各課等において内容を確認し、今後の取組に生かしてまいります。

また、学識経験者による意見につきましては、弘前大学教育学部に依頼し、弘前市総合計画における施策ごとの取組について意見をいただくとともに、終わりの部分に各執筆者の担当する部分に関して総括いただいております。各施策に対する具体的な意見や助言は、各課等において内容を確認し、今後の取組に生かしてまいります。

最後になりますが、この報告書は、本審議の可決後、市議会に提出するとともに市役所本庁舎、岩木・相馬の各総合支所、各出張所などの刊行物閲覧コーナーへの配置や、市のホームページへ掲載して公表することとしております。説明は、以上であります。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
- 2番（日景弥生委員） 細かいところで申し訳ありませんが、◎、○、△という形で非常に分かりやすく評価されていますが、少し気になったのは、△がある、課題があるとされた評価があることです。例えば、授業がよくわかると回答した児童生徒の割合を見ますと、定量評価のところに23年度の実績値は90.3%という数値が入っていますが、△という表記になっています。△とは課題があるということですが、この定量評価にはどのような課題があるのでしょうか。
- 教育総務課長（高谷由美子） 定量評価の達成度は、指標をそれぞれ設定していますが、指標の基準値に対して23年度の実績値が悪化している場合、△という表記になります。
- 2番（日景弥生委員） おそらくそうだろうとは思いますが、数値だけに関して言えば、0.2%の差です。中身については置いておくとしても、○でもいいのではないかというのが私の感覚ですが、いかがでしょうか。
- 教育長（吉田 健） これは評価システムに関することですが、基準値の90.5%と今回の実績値の90.3%では、割合を図ったメンバーがそもそも違いますから、単純に数値を比較することは、あまり効果的ではありませんが、傾向を把握するという観点から、数値が下がったものは自動的に△をつけるというシステムになっています。△の評価については、個別に判断した上で、施策に適切に反映させるという解釈で、これまでも対応してきたところです。
- 教育総務課長（高谷由美子） 少し補足いたしますが、評価システムにはさまざま

な指標があり、それらを総合的に見て、最終的な評価を決定します。数値がわずかに変動しても、全体的に見て大きな変化がない場合は、△の評価が○や良い評価に変わることがあります。総合評価の際には、さまざまな意見が反映されて判断されるということになります。

○2番（日景弥生委員） 基本的には、◎、○、△の大きく三つの評価が並んでいる中で、例えば×があるならまだわかりやすいですが、数値的には誤差の範囲と思うようなものでも、△の評価があるのを見ると、それには何らかの解決が必要な課題があると考えてしまいます。

○教育長（吉田 健） いろいろ施策を行っても、それだけでは達成できない問題もありますので、指標はあくまでも一つではなく、定量的のものも定性的のものも含めて総合的に評価します。×の評価がついた場合は問題がありますが、評価の過程で出てくる△については、留意はしますが、評価は他の評価や指標と併せて総合的に行われるということです。

○2番（日景弥生委員） それで結構です。私は、むしろ△ではなく○の評価を与えるべきではないかと考えています。高い評価を与えることが適切だという意見です。

○教育長（吉田 健） 実績値が高い割合を示しているのに、△の評価がつくのは少し不満に感じますが、仕方がない部分もあります。特に子供の評価でもありますので、そういった点も考慮していただきたいと思います。非常に鋭い指摘をいただき、ありがとうございます。

○4番（齋藤由紀子委員） キャリア教育や文化教育プログラムの部分についてですが、市内の中学生、約1,200人に対して、参加者数の面で十分な効果が得られたのか、大学の先生からは疑問視する意見が出されています。その原因の一つは、事業の日程が学校の日と重なるため、参加をためらう生徒がいることだと思います。この点については、来年度は、公欠扱いなどを含めて、出校日と重なっても参加できるような工夫をお願いしたいと思います。また、申し込みの時点では、出校日と重ならない日程であったにもかかわらず、後から出校日が変更になることもあります。今回私もそれを経験し、私の場合は早退させてもらいましたが、それができずに遅れて参加した人もいました。何か問題があった場合には、先生に相談できるように対応していただければ、より多くの人に参加しやすくなるのではないかと思います。この行事はとても良いものですので、改善をお願いしたく、お話しさせていただきました。以上です。

○教育長（吉田 健） 事業については、大変良いものであると評価された一方で、やはり課題としてPRをもっと強化すべきと指摘されました。ご意見については前向きに受け止めて、今後に生かしていきたいと思います。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第 3 4 号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 4 号は可決されました。

・ 議案第 3 5 号

○教育長（吉田 健） 議案第 3 5 号 教育財産の取得申出について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） 議案第 3 5 号 教育財産の取得申出について、ご説明申し上げます。提案理由は、東部学校給食センターで使用する真空冷却機を、経年劣化に伴い更新しようとするものであります。取得する財産は、東部学校給食センターで使用する真空冷却機を 1 台、主に和えものやサラダなどの副菜調理業務に使用するもので、取得金額は税込 9 2 9 万円を予定しております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○2 番（日景弥生委員） 状態が悪いということですので、当然、更新が必要だと思います。その前提で、いくつかお聞きしたいのですが、まず、この真空冷却器が何台あるのか教えてください。また、これは平成 2 6 年度に取得した機械とのことですが、一般的な耐用年数や更新時期がどのくらいなのかを教えてください。

○学務健康課長（相馬隆範） 台数については、東部給食センターには 1 台です。また、耐用年数については、厨房設備ということで 8 年となっています。ただ、その後も、定期的にメンテナンスをしながら稼働してきましたが、最近の業者の確認の結果、今後、稼働停止のリスクがあること、そして部品交換などのメンテナンス費用が増加することが判明しましたので、今回更新することにしたものでございます。

○2 番（日景弥生委員） そうすると、だいたい寿命ということでしょうか。家電製品の場合、大体 1 0 年程度の寿命と聞きますが、それと同じような感覚でしょうか。

○学務健康課長（相馬隆範） はい、目安としては 1 0 年くらいかとは思われます。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第 3 5 号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 5 号は可決されました。

・議案第36号

○教育長（吉田 健） 議案第36号 高岡の森弘前藩歴史館協議会委員の任命について、事務局から説明をお願いします。

○高岡の森弘前藩歴史館参事（鎌田春香） 議案第36号 高岡の森弘前藩歴史館協議会委員の任命について、ご説明申し上げます。提案理由は、高岡の森弘前藩歴史館協議会委員の任期が令和6年12月9日で満了となることから、博物館法第24条の規定により、新たに委員を任命しようとするものであります。委員の定数及び任期につきましては、条例の定めにより定数は7人以内、任期は2年としております。まず現委員6名についてですが、再任した場合、6名のうち4名が4期目、2名が2期目となり期間満了とはならないことから現委員6名に対して、次期任期の意向確認を行ったところすべての委員から再任についてご承認をいただきました。第4号委員、公募による市民については、今回3名の応募があり、応募書類による審査を経て、公募委員選考委員会において、島田しのぶ氏を選出いたしました。今回の改選による委員の男女比は、7名中3名が女性で女性比率は43%となっております。これまでも委員の選定にあたりましては、多様な分野及び幅広い年齢層に留意することに加え、ジェンダーバランスも重要な要素として選定しているところではありますが、今回の改選では、男女比に変更はなかったものであります。次回の選定方針にあたっては専門的な知識や経験を有するなど、当該附属機関の機能が十分に発揮されるとともに、引き続きジェンダーバランスについても十分留意した委員選任となるよう努めてまいりたいと考えております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第36号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第36号は可決されました。

・議案第37号

○教育長（吉田 健） 議案第37号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長補佐（小石川透） 議案第37号 弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則案について、ご説明申し上げます。

この度、公有化する旧弘前偕行社を、令和6年9月27日付けで公布されまし

た、弘前市文化財施設条例の一部を改正する条例によって、弘前市文化財施設条例に文化財施設として位置付けるに際しまして、条例の施行期日を、規則で定める日とすることに伴う規則の制定を行うものです。敷地の購入は11月6日付けで完了しており、現在は、建物などの寄附採納の手続きを進めています。11月22日を目途に、すべての所有権移転を完了させる予定です。12月1日から公開を開始する予定であり、それに合わせた施行期日とするための規則となります。説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第37号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第37号は可決されました。

・議案第38号

○教育長（吉田 健） 議案第38号 弘前市文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○文化財課長補佐（小石川透） 議案第38号 弘前市文化財施設管理運営規則の一部を改正する規則案について、ご説明申し上げます。

この度、文化財施設として位置付けた旧弘前偕行社について、開場時間、休場日、附属設備の使用料等を定めるなどの改正を行うものです。改正内容は、第2条において旧弘前偕行社の開場時間を設定し、第3条第1項の表に、旧弘前偕行社の休場日、四大まつりを除く毎週火曜日と年末年始を設定しております。次に、ひろさき多子家族応援パスポートの提示により入場料を無料とするため、提示をもって入場料の減免に係る申請及び申請に対する承認が行われたとみなす旨の規定を、第6条第3項として追加しております。また、第11条として附属設備の使用料を設定し、これに伴う様式第5号と第6号の修正を行っております。附属設備の料金設定につきましては、取得価格を使用年数と年平均の利用回数に乗じた額で割ったものをさらに1日の開場時間である7時間で割って1時間あたりの料金を算出しております。なお、これらの附属設備は、すべて学校法人弘前厚生学院から寄贈を受けております。

最後に現行様式について錯誤のありました、様式第9号と第10号をそれぞれ修正しております。具体的には記載の条項の誤りであります。

参考として、今後のスケジュールをご説明します。11月6日付けで、御幸町8番地10の取得は完了しており、11月22日までに建物など、すべての所有権移転を完了させる予定です。先般11月7日には会計年度任用職員の採用面接

を行い、5人の採用を決めております。12月1日から、公開を開始する予定です。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○2番（日景弥生委員） これについては直接的な質問ではないのですが、予約はインターネットでも対応できるのでしょうか。それだけちょっと伺いたいです。

○文化財課長補佐（小石川透） インターネットでは基本的に受け付けておりませんが、例えば、市の問い合わせフォームを利用して文化財課宛に送っていただければ対応可能です。基本的には電話で受け付けております。

○2番（日景弥生委員） 私からのお願いなのですが、一年くらいたった後で構いませんが、使用状況等をお知らせいただけるといいなと思います。よろしくお願いします。

○教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。

（「なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） 議案第38号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、議案第38号は可決されました。

・議案第39号

○教育長（吉田 健） 議案第39号 令和6年度教育費補正予算案に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

・議案第40号

○教育長（吉田 健） 議案第40号 指定管理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

（非公開で審議 — 原案どおり可決）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和6年第12回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午後3時40分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課主幹兼総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

署名者 齋 藤 由紀子

署名者 伊 東 重 豪